

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成30年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	1 自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①自立支援給付に関する事務 法第6条 ②支給決定等に関する事務 法第19条、21条、22条、24条、29条、30条、53条、57条、76条 ③給付に関する事務 法第34条、35条、54条、58条、70条、71条、76条の2 ④支給決定の変更に関する事務 法第56条、75条 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務 法第77条
③システムの名称	障害福祉システム(LP)・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
総合福祉システム(LP)・国保連携機能(LPSS)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長	福祉総務課長 松村 雄之
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	I-5-②	福祉総務課長 杉本 光男	福祉総務課長 讃井 健太郎	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	I-4-②	(情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-5-②	福祉総務課長 讃井 健太郎	福祉総務課長 松村 雄之	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-3	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	誤記修正
平成30年6月11日	I-4-②	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条 (情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3	事後	